

平成 21 年度緊急時対応訓練計画（案）

平成 21 年 4 月 23 日

1 基本方針

食品安全基本法第 14 条及び「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」に基づき作成された「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」においては、緊急時対応について平時から備えるべきこととして、緊急時対応訓練の実施を定めている。

緊急時対応専門調査会において、20 年度に実施した訓練を検証した結果、食品安全委員会における緊急時対応体制の充実を図るため、継続して訓練を実施することが重要であると指摘されたところである。

このため、21 年度においても食品安全委員会の緊急事態等に対する対応能力の向上を図るため、緊急時対応訓練を実施し、緊急時対応の問題点や改善点についての検討を行う。

2 平成 21 年度緊急時対応訓練における重点課題

20 年度に実施した訓練の検証結果から、以下を重点課題とする。

(1) 緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

緊急時における対応体制の確認及び緊急時対応マニュアルの検証等を行う。

(2) 効果的な広報技術の習得

模擬記者会見の実践など、効果的なメディアトレーニングを実施する。

3 平成 21 年度訓練計画

平成 21 年度は広報技術の習得を主体とし、以下内容で訓練を実施する。

形式	広報技術の習得を主体とした実動訓練
ねらい	・ 緊急時対応マニュアル等の実効性の向上 ・ 効果的な広報技術の習得
参加対象者	委員及び委員会事務局職員
活動内容	・ 緊急事態における意志決定、資料作成など様々な広報活動手順の確認（実動訓練） ・ 模擬記者会見の実施（実動訓練）
実施予定時期	平成 21 年 11 月